

県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託 仕様書

1 業務名 県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託

2 業務の目的

会津若松市（以下、「本市」という。）による、旧福島県立会津総合病院跡地^{※1}（以下、「県立病院跡地」という。）の利活用に関して、本市の財政負担を最小に抑えながら、「県立病院跡地利活用の方向性に関する意見書」^{※2}（以下、「意見書」という。）の内容を最大限に実現するため、官民連携（PPP/PFI）の導入・実現可能性を含めた、『県立病院跡地利活用基本構想』（以下、「基本構想」という。）の策定を、支援することを目的とする。

※1 旧福島県立会津総合病院跡地 … 福島県病院局から、平成29年3月6日付け28病第831号により、旧会津総合病院跡地の取得意向について照会があり、本市は、平成29年3月10日付け28企第744号により、「対象財産について、本市のまちづくりに資する利活用を図るため、取得を希望」する旨を回答。平成31年度以降の取得に向けて、福島県病院局と本市が協議を継続しているもの。

※2 県立病院跡地利活用の方向性に関する意見書 … 平成29年度の市政だより8月号で募集された県立病院跡地利活用の市民提案などを踏まえ、県立病院跡地利活用懇談会（以下、「懇談会」という。）がまとめた意見書であり、平成29年11月29日に、懇談会から会津若松市長へ提出されたもの。

3 業務の対象等

(1) 事業名称

まちの拠点整備事業「県立病院跡地の利活用」

(2) 事業内容

「会津若松市第7次総合計画（以下、「第7次総合計画」という。）」の「政策分野39. まちの拠点」、「施策4. 未利用地等の利活用検討」において、「県立病院跡地など、市街地中心部にある大規模な未利用地等については、本市のまちづくりへの有効活用に向けた提案や協議を行っていきます」と定めたことに基づき、県立病院跡地の利活用の検討を進める。

利活用の検討にあたっては、本市の財政負担を最小に抑えながら、意見書の内容を最大限に実現することを目標とし、官民連携（PPP/PFI）の導入・実現可能性を含めて検討していく。

なお、事業内容については、以下の各種計画等を参照すること。

「会津若松市第7次総合計画（平成29年2月）」

「県立病院跡地利活用の方向性に関する意見書（平成29年11月）」

「会津若松市公共施設等総合管理計画（平成28年8月）」

「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（平成22年8月）」

「会津若松市都市計画マスタープラン（平成25年3月）」

「会津若松市景観計画（平成29年2月）」

上記計画のデータは、市ホームページで入手可能。

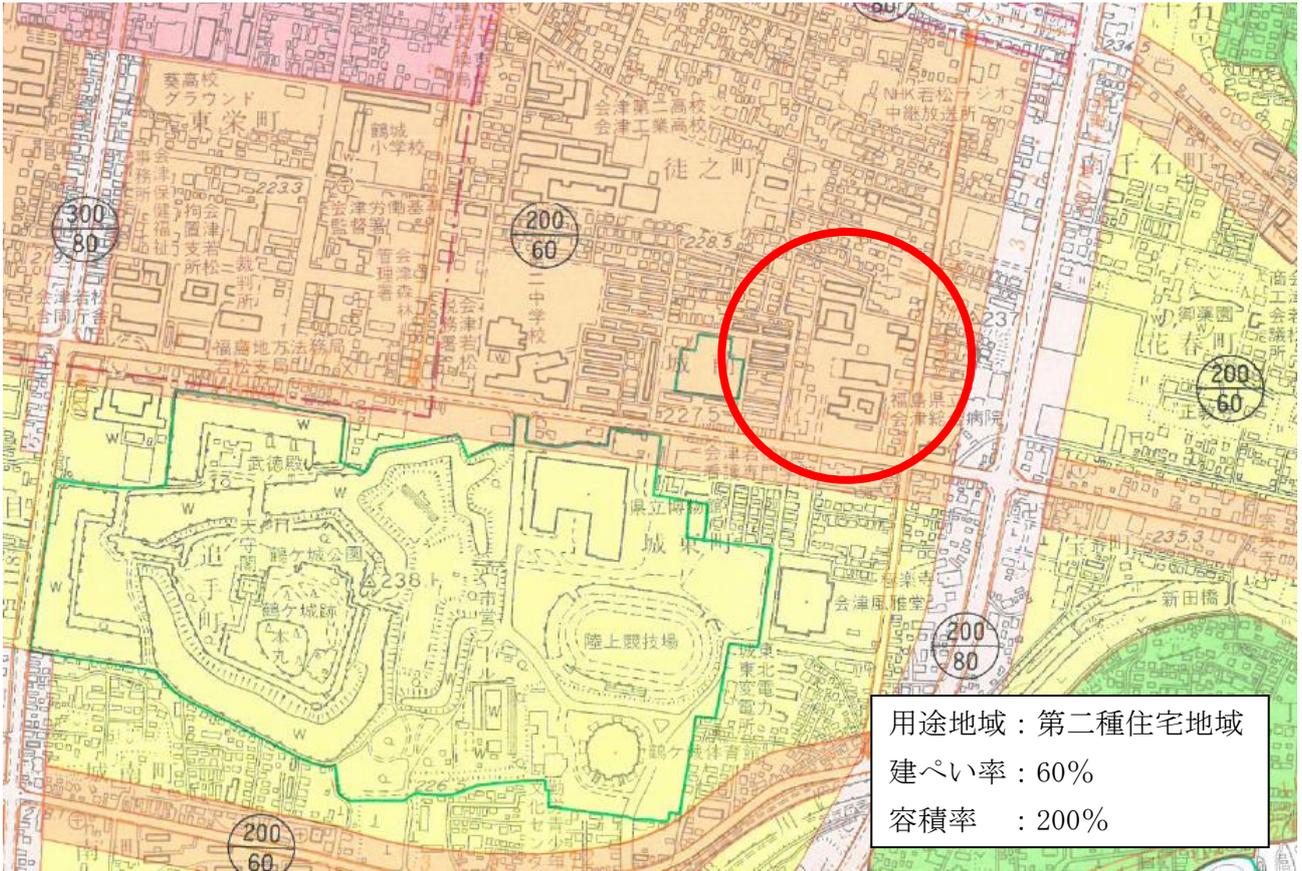
(3) 県立病院跡地の位置等



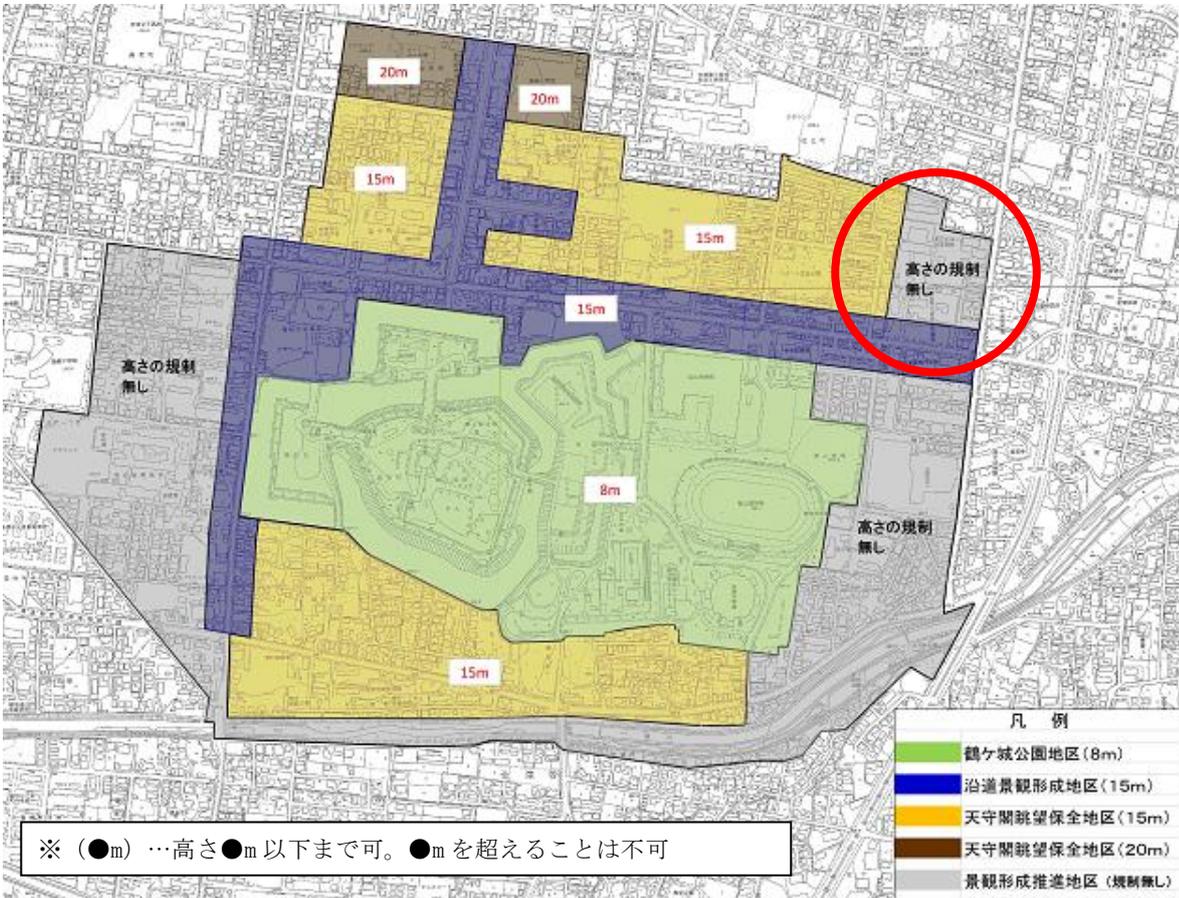
※ただし、他の土地・施設等を検討の対象に加えることを否定するものではない。

※面積は、平成30年4月1日現在の公簿面積である。

(4) 都市計画マスタープランにおける位置づけ



(5) 景観計画における位置づけ



(6) 事業スケジュール

①用地関係

| 時期 | 内容 |
|------------|-----------------------|
| 平成 30 年度 | 用地取得に向けた福島県病院局と本市との協議 |
| 平成 31 年度以降 | 本市による用地取得（予定） |

①利活用関係

| 時期 | 内容 |
|----------|--|
| 平成 30 年度 | 『県立病院跡地利活用基本構想』の策定 |
| (未定) | 以降は、今後の検討による。 ただし、用地取得に係る仮契約書には、5年以内の供用開始が条件として記される（変更契約により延長可能）。 |

4 業務の内容

(1) 基本構想の策定に関する支援業務

本市の基本構想の策定を支援し、以下の事項を記載した基本構想（素案）を作成すること。
ただし、これを超えた内容を記載することを否定するものではない。

- ・ 県立病院跡地に導入する機能に関すること
- ・ 県立病院跡地利活用にかかる検討図等に関すること
- ・ 県立病院跡地利活用のスケジュールに関すること
- ・ 官民連携の導入・実現可能性に関すること

(2) その他、受託者が提案する業務

5 業務の実施条件

(1) 打合せ及び記録等

受託者が関与した本業務に関する打合せ、協議等については、速やかに議事要旨を作成し、次回打合せ時までには検討結果や資料等を添えて発注者に提示後、わかりやすく分類し、一元管理すること。

(2) 計画書・報告書等

検討経緯がわかるように整理し一元管理すること。

(3) 本業務の遂行

本業務の実施スケジュールの遂行においては、受託者が発注者との打合せ後、整理手法及びスケジュールを提案し、発注者の承諾を得てから実施するものとする。

(4) 情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の遂行にあたり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報の取り扱いについても、会津若松市個人情報保護条例（平成15年条例第2号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

(5) 業務報告

本業務期間中の発注者の指定した時期に、業務進捗状況その他指定内容について、とりまとめて報告する。

6 業務の履行期間 契約締結日から平成31年3月22日まで

7 業務に係る委託料上限額

16,092千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（但し、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。）

8 成果品

(1) 成果物等の提出先

会津若松市役所 企画政策部 企画調整課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1201（直通） F A X 0242-39-1400

(2) 提出物及び提出部数

①「県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務報告書」 10部

※ 基本構想（素案）及び打合せ記録、資料等を含む。

②「県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務報告書【概要版】」 10部

※ 基本構想（素案）【概要版】を含む。

③上記電子データ 一式

※ データについては、紙媒体で提出したものと同一体裁で作成したPDF形式ファイルとともに、原則として、以下の形式により格納すること。

ア) 文書：Microsoft Word形式又はMicrosoft Excel形式

イ) 表、グラフ：Microsoft Excel形式又はMicrosoft PowerPoint形式

ウ) 図面：JWW形式もしくはJWCADで正常に出力可能な形式

エ) 写真、画像：jpeg形式又はpng形式

(3) 著作権

成果品の著作権は発注者に帰属することとし、受注者は権利処理の一切を行うこと